

公益社団法人 日本気象学会 北海道支部細則

平成30年6月12日 制定

(顕彰)

第1条 北海道支部賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会北海道支部賞（以下「支部賞」という。）受賞者を選定するため、支部賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、北海道支部における気象学の発展に寄与した支部会員を、原則として1名選び、選定理由書とともに受賞者を支部理事会に推薦する。ただし、委員は受賞対象とはならない。
- 4 支部賞は賞状・副賞（賞金）とし、これを受賞者に贈呈する。賞金は1名1万円とする。

第2条 北海道支部発表賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会北海道支部発表賞（以下「支部発表賞」という。）受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた講演を行った支部会員から、原則として5名程度を選び、受賞者を支部理事会に推薦する。原則、半数以上を学生会員とする。ただし、委員は受賞対象とはならない。
- 4 支部発表賞は賞状・副賞（賞金）とし、これを受賞者に贈呈する。賞金は1名5千円とする。

附則

- 1 本細則第2条は平成30年度から施行し、初回の授賞は平成30年度とする。
- 2 本細則第1条は平成31年度から施行し、初回の授賞は平成31年度とする。